

平成26年度第7回 富士見市こども家庭福祉審議会会議録要旨

<日時> 平成27年2月2日(月) 午後1時30分～4時20分

<開催場所> 市役所 全員協議会室

<出欠状況>

関	矢島	石川順	林	石川泉	島田	吉原
○	○	○	○	○	○	欠席
細野	小栗	菅井	松村	河本	増淵	秋元
○	○	○	○	○	○	欠席
加光	中村					
○	欠席					

<事務局>

子ども未来部長 子育て支援課長 保育課長 みずほ学園長  
 子育て支援課副課長 保育課副課長 保育課主査

<傍聴人>

0名

<次第>

1 開 会 子育て支援課長

2 あいさつ 省略

3 議 題

(協議事項)

(1) 次世代育成支援行動計画平成25年度進捗状況の評価について

(2) 子ども・子育て支援事業計画について

(3) 富士見市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担について(非公開)

(4) 平成26年度認可外保育施設立入調査結果について

(5) 平成27年度保育所入所及び放課後児童クラブ入室選考結果について(非公開)

(6) その他

4 事務連絡

5 閉 会

<議事>

(協議事項)

(1) 次世代育成支援行動計画平成25年度進捗状況の評価について

【事務局】 6月の段階で各課から事業の成果を提出いただき、その中でA評価以外の項目と毎回お願いしています基本項目について、各委員さんからご意見をいただきました。委員評価については意見が分かれています項目がありますので、まとめていただきたいと思います。

毎年1月から3月の広報ふじみにおいて概要を載せていましたが、今年ホームページのみでの掲載になります。

【会 長】 それでは「後期行動計画」の表を見ていただいて、私たち評価委員の意見が割れたところのみをチェックしていきたいと思います。

【会 長】 施策4「要支援児童等対策地域協議会の充実」については私たちはA4、B拡1、B改10ということですが、ご意見いただければと思います。

【委 員】 この場合はもう明らかに10が多いので、B改10を支持したらいいのではないですか。

【会 長】 それでよろしいですか。

【会 長】 施策5「情報教育の推進」、担当課評価はB拡となっていますが私たちはAが3、B拡10、B改2となっています。B拡でよろしいですか。

【会 長】 施策6「公園等遊べる施設の整備の推進」は、A13、B拡1、B改1となっていてA評価とします。

【会 長】 施策11「子育て支援センターの充実・子育て支援ネットワークの強化」、私たちはA4、B拡3、B改9ですのでB改にします。

【会 長】 施策13「放課後児童クラブの施設開放の実施」、私たちはA4、B拡2、B改10ということでB改にします。

【会 長】 施策18「小中学校の学校評議員制度の充実」、私たちはA6、B拡1、B改9ですのでB改にします。

【会 長】 施策19「地域子ども教室事業の推進」、私たちはA4、B改9でB改とします。

【会 長】 施策20『子どもたちの「生きる力」の伸長』、私たちはA6、B拡1、B改7で少し拮抗していますが、B改ということでよろしいですか。

【委 員】 はい。

【会 長】 施策21「中高生の居場所づくり」、私たちはA14、B拡1、B改1なのでAにします。

【会 長】 施策24「こども医療費支給事業の推進」、私たちはA14、B改1ですのでAにします。

【会 長】施策25「妊婦健康診査助成事業の推進」、私たちはA8、B改6ということで、担当課の意見と私たちは若干ずれています。

【委 員】たぶん担当課のところはB改になっているのは、「風疹抗体価検査が実施できるよう整えます。」ということで、B改になっていると思いました。

【事務局】これは中身が25年度の評価です。実際には26年度からできるようになったということで、25から26年度に変わる時に大きく変えたということでB改になっています。

【委 員】子宮頸がんの話題がマスコミを賑わして、副作用があるからそこをもう少しきちんとするとかいったご意見がありました。B改でいいのではないですか。

【事務局】積極的な働きかけはしないというのが国の出した指針です。それに従って市も助成自体はやめないけれど、そのような回答をしたというのが現状です。

【会 長】それではB改でよろしいですか。

【会 長】施策29「障害児への経済的支援の推進」、私たちはA6、B改7、B1です。B改でよろしいですか。

【会 長】施策31「乳幼児健康診査の充実」、私たちはA7、B拡7、B改1、B1ということで拮抗しています。

【委 員】拡大、改善含めてBが多いのですから、B拡でいいのではないですか。

【会 長】B拡ということで決めます。

【会 長】施策33「母子健康教育事業の推進」、A6、B改9ということでB改でよろしいですね。

【会 長】施策34「母子保健家庭訪問事業の推進」、私たちはA13、B改1なのでAにします。

【委 員】今は全戸訪問で、任意だったのが8年前です。全戸訪問にはなりましたが、強要はできませんので拒否することはできます。

【委 員】そういう情報は行政からいただけるのですか。

【委 員】はい。赤ちゃん手帳などが入っている赤ちゃん書類保管袋に、母子保健推進員について記載されているものが、入っています。拒否したという情報を増進センターに伝えていきます。

【委 員】個人情報保護法ができてから厳しくなりましたよね。

【事務局】拒否をされたご家庭については、乳児健診の際に保健師さんが情報を持っていますので、お子さんと親御さんの様子を観察して、何か問題がありそうであれば直接親御さんと言葉を交わすなどして、増

進センターの保健師がフォローをしていきます。

【会 長】施策35「食育の推進」ですが、私たちはA6、B改4です。

【事務局】これは担当課が学校教育課と保育課と健康増進センターに分かれていまして、施策35ということで意見をまとめていただければと思います。

【会 長】Aが6で若干多いのでAでよろしいですか。

【会 長】施策37「学校保健会事業の推進」、私たちはA4、B改9、B1ということでB改9にします。

【会 長】施策38「思春期保健対策の推進」、私たちはA3、B改10、B1ということでB改にします。

【会 長】施策39「予防接種事業の推進」、私たちはA3、B改10ということでB改にします。

【会 長】施策40「母子保健推進員育成事業の推進」、私たちはA4、B改9なのでB改に統一します。

【会 長】施策41「子育て・家庭教育学習支援の推進」、私たちはA7、B拡2ということでAにします。

【会 長】施策43「地域子育て支援センター（各保育所（園））事業の推進」、私たちはA16でそのままAとします。

【会 長】施策44「急病・救急医療の情報提供の充実」、私たちもAとします。

【会 長】施策46「リフレッシュ事業の推進」（一時預かり事業）、A15、B拡1なのでAにします。

【会 長】施策46「リフレッシュ事業の推進」（特定保育事業）、私たちはA15、B拡1でAにします。

【会 長】施策47「病児・病後児保育事業の検討」、A5、B拡8、B改2ということでB拡にします。

【会 長】施策48「休日保育事業の検討」、A15、B拡1なのでAにします。

【会 長】施策51「保育所（園）の整備の推進」（通常保育事業）、A14、B改1なのでAにします。

【会 長】施策51「保育所（園）の整備の推進」（延長保育事業）、私たちはA5、B拡8、B改2、B1ですのでB拡とします。

【会 長】施策52「放課後児童クラブの整備の推進」、A4、B拡1、B改11ですのでB改とします。

【会 長】施策53「ファミリー・サポート・センター事業の推進」、少し意見が分かれています、いかがでしょうか。

- 【委員】B改でいいと思います。
- 【会長】施策54「ワーク・ライフ・バランスの啓発の推進」、A11、B拡2、B改3ですのでA11にします。
- 【会長】施策57「ひとり親家庭への生活支援の充実」、A14、B改2ですのでAとします。
- 【会長】施策59「障害児在宅支援制度の充実と推進」、A5、B改10ですのでB改にします。
- 【会長】施策62「障害や発達の違いのある児童の相談の充実」、推進ではなくて今度は充実ですね。A5、B拡7、B改2、B1ですのでB拡7とします。
- 【会長】施策64「外国籍市民相談事業の実施」、A3、B拡9、B改3ですのでB拡とします。
- 【会長】施策66「男女共同参画に関する啓発事業の推進」、A14、B拡1、B改1ですのでAにします。
- 【会長】施策67「子育てに関する広報活動事業の充実」、A13、B拡2、B改1ですのでAとします。
- 【会長】施策68「子育て情報誌の発行」、A15、B改1ですのでAとします。
- 【会長】施策69「幼・保・小・中学校・特別支援学校の交流と連携の推進」、A7、B拡6、B改2で、この辺は少しバラつきがありますので、ご意見いただければと思います。
- 【委員】学校現場でもこれは大事なことでと思って取り組んでいますが、現実的には格差があると思うし、拡大の方向で考えた方がいいのではないのでしょうか。
- 【会長】Bの拡大にします。
- 【会長】施策72「いじめ・不登校対策の推進」、A5、B拡1、B改9ですのでB改とします。
- 【会長】施策77「教育相談事業の推進」、A11、B拡1、B改4ですのでAとします。
- 【会長】施策81『「富士見市市民人材バンク」を活用した情報提供の推進』、A4、B拡1、B改10ですのでB改とします。
- 【会長】施策82「文化祭運営事業の推進」、A3、B拡1、B改10ですのでB改とします。
- 【会長】施策83「図書館の児童向け事業の充実」、A4、B拡7、B改4ですのでB拡にします。
- 【会長】施策84「図書館の子どもスペースの拡充」、A5、B拡1、B

改9ですのでB改とします。

【会 長】評価のまとめが終わりました。

【事務局】ありがとうございました。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画（案）について

【会 長】事務局からお願いします。

【事務局】それではお手元の資料で『「富士見市子ども・子育て支援事業計画（案）」に対する意見募集の結果について』の対応について協議をお願いしたいと思います。

昨年の11月27日～12月26日までの1か月間実施し、その結果、8通、8人の方から34件のご意見をいただきました。基本的にご意見は原文のとおり掲載をしています。それから対応方針、市の考え方ということで、担当課と協議をした結果の考え方を記載しています。

ご意見をいただいたことにより、事業計画（案）を修正したいところが2か所ありますので説明をさせていただきます。

計画のP48の施策4「青空児童館（「あそびの学校」）の推進」です。その最後から2行目が母親同士となっていました。ご意見では「お父さんも入れた方がいいのではないですか」ということで、母親を保護者と置き換えまして「保護者同士のコミュニケーションの場」に修正をしたいと考えます。

続きまして、二つ目の修正になりますが、計画のP65です。この表で見ますと公共施設というところの表記が、公民館、交流センター、図書館までしか入っていませんでした。「その他の施設でも色々子育て支援のプログラムや事業をやっているのだから、そういったところを入れたらいいのではないのでしょうか」というご意見を受けまして、資料館、キラリふじみ、総合体育館、今年開園予定のピアザふじみを入れて表記をしていきます。今回のパブリックコメントにつきましては以上の二点を修正しまして、その他は原文のとおりでと考えています。

それからもう一つですが、前回に第4章の施策の展開の中で資料P31になりますが、保育の提供について入所の申込み状況により数字の修正をさせていただく場合があるかもしれませんということで、ご了解をいただきましたが、その後入所の申込みなどがまとまり、保育課で若干修正をしましたので、そのことについて説明をさせていただきます。

【事務局】 11月に3日間の申請受付を行って、新規にお申込みいただいた件数というのが、去年の実績を上回る件数となりましたので、①の必要量（見込み量）の人数を増やしました。

【委員】 提供量も変わっていますよね。

【事務局】 提供量もその後、若干人数を調整したところがあります。こちらでも27年度だけではなくて、28年度以降も変更しました。

【会長】 『「富士見市子ども・子育て支援事業計画（案）」について意見募集の結果について』、は広報または市のホームページに載せるわけですよ。

【事務局】 膨大な量になるので広報には載せず、ホームページにこのまま載せる予定です。

【事務局】 資料編ということで用語の解説などもありますので、本編の用語で分かりづらかったという部分がありましたら、まだ用語集に追加することができますので、後からでも結構ですので事務局までお願いします。

【会長】 今までの説明で何か質問はありますか。

【委員】 待機児童が出るということでお聞きしたいのですが、27年度の待機児童解消の対応策は何かありますか。

【事務局】 今まででいう「選考」が来年度からは新しい制度ということで「利用調整」という形での作業をしているところです。まだ最終結果は出ていませんが、待機児童が出てしまうような場合については、各保育園の一時保育をご利用になる方やお勤め先の企業所内にある保育施設を利用される方もいると思います。そういう中で私たちも、できるだけ新しい施設を整備しなくてはならないという考えを持っていますので、検討しながら進めていきたいと思っています。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【会長】 パブリックコメントについては、これでよろしいですか。ご意見がなければこういったことで掲載していただくということで私たちは了解しました。

#### （4）平成26年度認可外保育施設立入調査結果について

【会長】 事務局説明をお願いします。

【事務局】 昨年の10月21～24日までの4日間で市内にあります認可外保育施設、3つの家庭保育室と6つの事業所内保育、全部で9か所の立入調査を実施させていただいた結果の一覧表です。

①保育従事者の数ですとか資格はどうか、②保育施設としての面積基準はどうか、③万が一の非常災害に備えての措置はどうなっているのか、④2階以上の場合の条件、⑤保育の内容はどのようなものか、⑥給食はどういったものなのか、⑦子どもたちの健康管理、安全確保はどうなっているか、⑧利用者、お子さんはもちろん保護者の方への情報提供はどのようになっているのか、⑨帳簿はしっかりしているか。以上の項目について立ち入る調査の結果、大きな問題はなかったことを、ご報告させていただきます。

**【会 長】** この①～⑨までの項目に対して「指導なし」というのは、どなたが指導なしなのか。要するに保育室の管理者なのか、その辺を明確にさせていただきたいのですが。

**【事務局】** まず立入調査に先立ちまして、各施設から書類等を出していただきます。職員の数、名簿も含めてです。当日はそれをもとに、3名の職員で各施設へ立入りをしています。2名の事務方の職員ともう1人は公立の保育所の所長で、保育士としての目で子どもたちの保育の内容や安全性などを見させていただいて、指導事項はないということです。

**【会 長】** こういった結果が出て、担当課としてはどのように。

**【事務局】** 定期的にそれ以外にも事務連絡等を含め、私たちは足を運んでいます。日頃の事務連絡等の中でお話している点を理解して、改善等に取り組んでもらっていると受けとめています。

**【委 員】** 去年の立入調査の結果表と見比べますと、今回はキッズルームのティンカーベルⅡ、Ⅲが無くなっていて、新しくベビーキャスル白金保育室とあります。ティンカーベルのⅡ、Ⅲは去年40人もいましたがどうしてなくなったのか。また、どうして新しくできたのかをお聞きしたいです。

**【事務局】** ティンカーベルについてはⅠがみずほ台駅西口、Ⅱがみずほ台駅東口の線路際、Ⅲがふじみ野駅の西口にありました。これは運営されている事業所の方で、ティンカーベルⅠとⅡを統合したいということでⅡがなくなりました。

**【委 員】** でも、今違うものがあります。

**【事務局】** あそこは家庭保育室ではなく、障がい児を受け入れる施設になっています。

**【事務局】** ふじみ野駅西口にありましたティンカーベルⅢがふじみ野駅東口に移転をして、移転と同時に名称を変えて白金保育室という形になっています。



- 【委員】ティンカーベルとベビーキャッスルは同じ経営者ですか。
- 【事務局】そうです。姉妹園という形です。
- 【委員】立ち入り調査にあたっては、厳しい目でご覧いただいているということですね。
- 【事務局】はい。家庭保育室は最低月1回の訪問をしています。以前に指摘をさせていただいたところがあれば、あそこはどうですかと確認をさせていただいています。
- 【委員】素人なのでよくわかりませんが、基本的に学校などの公共施設というのは、色々な意味で消防法の枠というのがありますよね。
- 【事務局】保育施設なので、最低限消防法の制約は受けますし、その規定の範囲内でないと許可は下りません。例えば2階部分ですと必ず2方向に避難する経路の確保が必要です。そういった部分で保育施設独自の規制はきちんと設けられています。こちらをクリアしないと保育施設としての許可は受けられません。
- 【委員】例えばスプリンクラーですが、この施設に関しては必要ないのですか。
- 【事務局】スプリンクラーは広い所だと必要になりますが、家庭保育室ぐらいであればいらないだろうと思います。消火器は必ず設置してもらいます。
- 【事務局】先ほどの東みずほ台のティンカーベルですが、今入っているのはNPO法人が行っている障がい児を対象にした「放課後等デイ」という事業です。障がい福祉課の管轄になり、外から見ると同じようですが、担当としてはそういう区別がされています。
- 【委員】駅前ぴよぴよも、けやきのサテライト分室みたいなものですか。
- 【事務局】みずほ台の駅前のところですね。以前は朝、一時的にそこに送迎をするということはしていましたが、保育自体はあそこではしていません。ですので、分園でもありませんし、立入りの対象でもありません。
- 【委員】はい、わかりました。
- 【委員】保育士基準はどうなのですか。私たちは0歳児は3対1で、そこに保育士は何人つけないといけないという基準があると思うのですが、認可外保育施設については基準とかあるのですか。
- 【事務局】現時点での基準ですと、保育に従事する職員の1/3以上が保育士有資格者、お子さんの人数に応じて何人の職員がつくかという配置基準については、保育所と一緒にです。

【委員】人数の差ですか。

【事務局】保育に従事している職員のうち、1/3以上が有資格者です。

【委員】マーガレットの定員は26人ですが、この場合にはどのように考えるのですか。

【事務局】昨年の立入調査の時点での結果を見ますと、マーガレット保育室は0歳児が6名、1歳児が10名、2歳児が6名、3歳児が1名、4歳児が1名、5歳児が2名で合計26名です。国に基づく保育士の配置基準を計算しますと4.81人ということで、5人いないといけない計算になります。5人に対して1/3以上の有資格者基準をを満たしている計算になり、現に4名の有資格者が従事しています。

【会長】この調査結果についてはよろしいですか。

6. 事務連絡 今年度は全7回を予定しておりましたが、3月中にどうしてもご協議をいただかなければいけない議題があり、8回目を開催させていただければと思います。年度末で大変お忙しいと思いますが、通知を出させていただきますので、ご出席いただきたいと思います。

7. 閉会 副会長